

令和2年第4回潟上市議会臨時会会議録（1日目）

○開 会 令和2年5月22日 午前10:00

○閉 会 午前11:52

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

5番 鈴木 斌次郎

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企画政策課長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 菅 生 司	学校教育課長 山 田 敬 輔

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二 議会事務局次長 鈴木 学

令和2年第4回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和2年5月22日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議会運営委員の辞任及び選任について）
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 5 議案第33号 工事請負契約の締結について（天王市民センター（仮称）建築工事）について
- 日程第 6 議案第34号 工事請負契約の締結について（天王こども園（仮称）新築工事）
- 日程第 7 議案第35号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

本日の出席議員は17名でありますけれども、5番鈴木斌次郎議員より欠席の届出がございます。なお、澤井昭二郎議員より若干遅れるというような連絡がありますので、定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日は、令和2年第4回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、5月8日の第3回臨時会以降の本市における新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

5月14日、政府は5月31日までを期限としていた新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言に関し、本県を含む39県を解除致しました。

秋田県では、県外への移動の自粛や密閉・密集・密接の3つの密を避けること、イベント・行事等の自粛を引き続き要請しており、本市においては、これも踏まえつつ、国から示された新しい生活様式に沿った対策を講じてまいります。

次に、特別定額給付金の給付状況について申し上げます。

マイナンバーカードによるオンライン申請分は、5月15日に95世帯2,800万円を給付しております。また、郵送等による申請分については、21日に4,667世帯11億5,700万円を給付しており、今後も迅速な給付に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者等に対し、事業の継続支援や相談窓口を強化するため、市役所1階市民ホールに設置している新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室に産業課商工観光班職員を兼務させ、3名を増員致します。

次に、奨学金の追加募集について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、困難や不安を抱えている学生も増えてきていると聞いております。

潟上市育英会では、家計状況の変化等により、学費の支弁が困難な方を対象に、臨時的措置として6月1日から奨学金貸与生の追加募集を行い、学生の学習機会を保障するよう支援していくこととしております。

それでは、本日の提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、損害賠償の額を定めることについて専決処分したことから報告するものでございます。

この案件については、4月27日、追分保育園駐車場で草刈り作業時の飛び石により、自動車のガラスが破損したものであります。

草刈り作業の飛び石による事故については、これまでも同じような事故が発生したことから、事故防止対策としてベニヤ版等を利用し、飛び石が起らないように複数の作業員で作業することや周辺の車を移動することなどを指示し、対策を講じてまいりましたが、今回もこのような事案が発生したことは大変申し訳なく思っております。改めておわび申し上げるとともに、今後このようなことがないよう、さらに対策を徹底してまいります。申し訳ございませんでした。

次に、請負契約の締結について申し上げます。

天王市民センター（仮称）と天王こども園（仮称）の工事請負契約の締結案件については、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和2年度潟上市一般会計補正予算第3号（案）について申し上げます。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する予算のうち、国の地方創生臨時交付金事業を活用し、実施する事業を計上しております。

主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に対し、事業の継続を支援するため、一律10万円、最大で20万円を支給する事業者継続支援事業をはじめ、休業・営業時間短縮要請や外出自粛などにより、経営に大きな打撃を受けている飲食業者に対し、テイクアウト等の新たな事業展開の経費や感染防止対策の経費について1事業者当たり30万円を上限に補助する飲食店コロナ対策支援事業を創設致しました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報を、より早く正確に伝えることを国・県からも求められており、重要な情報手段の一つである市ホームページを更新する予算を計上しております。

高齢者や障がい者、外国人等に配慮した音声読み上げ機能や文字拡大機能の追加、自動翻訳ソフトへの対応、スマートフォン等に対応した画面調整機能などを追加するなど、すべての方が使いやすいホームページを目指すものであります。

この後、担当部長より説明させますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い

い申し上げます。

○議長（西村 武） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番 鑑 仁志議員、8番 中川光博議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定致しました。

【日程第3、諸般の報告（議会運営委員の辞任及び選任について）】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、5月8日付で5番 鈴木斌次郎議員より議会運営委員の辞任願が出ております。同日付で辞任を許可致しました。

欠員となっておりました議会運営委員には、5月11日付で8番 中川光博議員を指名致しました。

委員会条例第8条及び第14条の規定に基づき、閉会中に議長において行ったもので、その旨を同条の規定により議会にご報告を致します。

【日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（西村 武） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第4回 潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月22日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年5月14日 潟上市長 藤原一成

1、相手方は記載のとおりでございます。

2、事故の概要。

令和2年4月27日午前11時頃、潟上市天王字追分西121番地、潟上市立追分保育園駐車場で職員が草刈り作業中に草刈り機回転刃で飛ばした石により、駐車中の相手方軽自動車のリアガラスを破損させたものでございます。

3、損害賠償額は9万円でございます。

この件につきましては、常日頃から注意を促しておりましたが、今回再び発生してしまいました。誠に申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 同じような事例が何回か続いておりますけれども、このことについては、この作業については、作業のマニュアルがあると思います。その後、作ったとは思いますが、ただ、作業のマニュアルがあっても作業前にみんな確認して、読んで、それでやっていくということが私は必要だと思いますけれども、これ見れば、駐車中の軽自動車ということで駐車しているにもかかわらず、それを何というんですか、よけてもらわなかったというか、ほかにやってもらわなかったことが原因だと思いますよ。ですから、そこら辺ちゃんと作業の前に作業マニュアルをみんな読んで、確認して、だめなものは除くと、車があればのぞいてもらおうと、どけてもらおうということが私は必要だと思いますので、再度そういう作業マニュアルを作業に入る前に、しっかりみんな確認して、点検して、その後に作業するというのを再度徹底していただきたい

いと。

この補償については当然やらなきゃいけないことですが、作業マニュアルの徹底、そういうことを再度私は作業員、それから当局も含めて、もう一度確認しながら作業に入っていくということを、もっと再度皆さんに訴えるということをやっていたらいいと思います。このことについては、もう同じような事例を繰り返さないということでは実際に作業しているところに当局が行って、部長、課長でもいいですし、ちゃんとどうなのかという作業の実態なども見る必要があると思いますけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど市長からの挨拶にもありましたけれども、再三にわたりこれが繰り返されたということで、我々もそれについては何とかそこを避けるように徹底すると、対応策をベニヤ板を利用して飛び石が起らないようにとか、複数で行うんだと。それから、車がいた場合には、車をちゃんと寄せてからやるんだというような指示、マニュアル等を作成し、また、その作業については当日確認しながらやるんだということを徹底したつもりでございましたけれども、またこうした事案が発生してしまいまして、今回の場合は園内の環境整備に当たっている職員が、その作業の合間で1人でやってしまったということ、車も寄せてないということで、我々の再三申してきたことが、指導してきたことが、なかなか徹底されていないということは大いに反省しているところでありまして、また何とか今一度対応策を徹底してまいりたい、そのように考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第5、議案第33号 工事請負契約の締結について（天王市民センター（仮称）建築工事）】

○議長（西村 武） 日程第5、議案第33号、工事請負契約の締結について（天王市民センター（仮称）建築工事）を議題とします。

議案第33号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の3ページを、それから参考資料の2ページをお開き願います。

議案第33号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 天王市民センター（仮称）建築工事
2. 契約の方法 条件付き一般競争入札
3. 契約金額 9億6,228万円
4. 契約の相手方 潟上市天王字北野256番地

むつみ・住建・佐々木天王市民センター（仮称）建築工事特定建設工事共同企業体
代表 むつみ建設株式会社 代表取締役社長 佐々木 徹

令和2年5月22日提出 潟上市長 藤原一成

参考資料をお願い致します。

設計額及び予定価格は、9億8,398万5,200円で、落札率は97.79%でございます。

契約金額、契約者については、先の説明どおりでございます。

入札参加者は、契約者以外のものが2者でございます。

工事内容は、天王市民センター（仮称）の建築工事で、構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造でございます。階数は地上2階建て、延べ床面積は1,693.79平方メートルでございます。

工事場所は、潟上市天王字上江川47番地398でございます。

工期は、議決後から令和3年3月19日までの予定でございます。

なお、本件は電子入札を行っており、4月15日に公告し、5月12日に開札したものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） このことについては、3者が入札に参加したということなんですけれども、かなり大きな工事で、どこかの市みたいに入札に応募する企業がなかったということよりはよかったですけれども、それにしても今、仕事がない中で3者しか応募しなかったというのは、やはり何かの電子入札にもかかわらず条件とか範囲を狭めてやった結果、応募の企業が少なかったのではないかと思うんですけれども、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は落札率の関係ですけれども、次の工事もあります、非常に高い

ということで、市民から見れば驚きの声も上がると思うんですけども、これをどのように評価しているのかというところを、ちょっと市民も聞きたいしね、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目のことですが、今後の対応についてです。入札については、いろいろ調べますと100%の入札も、落札もあり得るということも書かれておりますが、そうであっても世間一般的にいう、そういうことになっても談合ではないとかといういろいろなそういうこともあるんですが、市としては今後、100%になった場合、それからあとは、かなり95%以上とかということになった場合に、一定のやはり歯止めなどをかけていく必要が私はあるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の考え方は、対応を含めてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

1点目の入札の参加資格といいますか条件といいますか、これにつきましては、まず1つ目としまして地域要件ということで、今回の地域要件としましては、営業所が潟上市、秋田市、男鹿市、南秋田郡にあること、さらには秋田県の建設業法業者の等級格付名簿にA級で登録されていること、それから建築工事の特定建設許可を有していることとしております。その全部の業者としましては21者ございます。そのうち、その中から3者のJVの代表になる要件としまして、またさらに経営事項審査というのがありまして、総合評定値というのがあります。これは1,000点以上があること、それから、ISOの認証取得の要件としまして、ISOの9001、これは品質に関すること、それからISOの14001、これが環境に関すること、両方を取得していることが条件でありました。

それから、今度、率、97%ぐらいですけども、これにつきましては、現在、入札する前に予定価格の事前公表をしております。その関係上、ある程度業者にしてみれば設計額といいますか予定価格が公表されていることから、まずわかるわけです。ですので、そこら辺もあるのかなとは思うんですけども、必ずしも予定価格に近いからどうだということはないとは考えております。

今後の対応であります。現在は予定価格を事前公表するということは自治体の担当者が、こういう言い方がいいのかちょっとわからないですけども、談合とかに関わらないように、予定価格を知るために業者からの問い合わせ等がないようにするため、事前公表をしているわけです。ですが、今後は入札が終わってからの事後公表という方式も

ありますので、今後そういう方向性にも考えていかなければならないと考えております。
以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 大体今後の方向というのもわかりましたけれども、1つ目の公募の条件について、21者があるんだけれども、潟上市、秋田市、南秋田郡、男鹿市含めて21者といわれましたけれども、その中でISO9001とか環境問題についての条件的な免許というかクリアしているところという、それがクリアされている企業はじゃあ最終的には何社になったのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

ISOの9001と14001を両方取得している業者というのは5者であります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 契約書、お手元にお持ちですね。この契約事項の中で、仮契約していると思いますが、前金だとか出来高払いだとかいろいろあると思うんですが、その支払方法、また、設計監理者、工事監理者でなくて設計監理する方、工事保証はそうすればJVの2企業、代表企業でなくて2企業が保証的な役割を果たすかどうか、お知らせください。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

1つ目としましては、前払金ですよ。前払いするためには、まず工事請負契約書の中に金額によって、それからいろいろ割合も出てます。本契約した後に工事業者からの請求があった場合、まず支払うこととなります。ですので、今の段階ではまだ前払いの話はありません。

それから、設計監理のことだと思うんですけども、これは一級建築士の資格がなければ現場監理はできませんので、これは専門の業者に監理委託をすることとしております。

あとそれと、まだありましたか。

（「保証」の声あり）

○総務部長（菅原靖仁） 契約保証につきましては、前払いをする場合につきましては、保証協会の契約が、保証が必要であります。

以上です。

(「工事保証」の声あり)

○総務部長(菅原靖仁) 工事保証金・・・すみません、ちょっと時間もらえますか。

○議長(西村 武) 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

.....
午前10時29分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) すみませんでした。契約業者の3者のJVの出資割合であります。天王市民センターにつきましては、むつみが50%、それから住建が25%、それから佐々木組が25%となっております。

以上です。

○議長(西村 武) 10番佐藤義久議員。

○10番(佐藤義久) 今、私聞いたのは、大変失礼な話だども、50%出資の方が万が一にも会社、立ち行かなくなった場合、誰が保証してやるのかというので、この後の2者が責任負うんですかと。

○議長(西村 武) 暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

.....
午前10時30分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) 再質問にお答えします。すみません、ピントが外れていたように。

契約保証金ということだと思えます。

○議長(西村 武) 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

.....
午前10時37分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

大変すみませんでした。

共同企業体取扱要綱の中で、脱退した業者がある場合においては、残存構成員が連帯して工事を保証、完成するということになっておりますので、今後の契約書の中にうたうこととなります。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 先ほど設計監理の業者についてお伺いしたところ、別の一級建築士の事業者かな、設計事務所かな、お願いするということだけれども、この物件を設計した方には設計監理契約まではしてないわけ。設計は設計でおしまい。監理は改めてその業者をお願いする、しない、どちらですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

実施設計した業者と工事監理する業者は別々に発注することになっておりますので、今後、監理委託業者が決定するものとなっております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

【日程第6、議案第34号 工事請負契約の締結について（天王こども園（仮称）新築工

事)]

○議長（西村 武） 日程第6、議案第34号、工事請負契約の締結について（天王こども園（仮称）新築工事）を議題とします。

議案第34号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の4ページを、参考資料の4ページをお開き願います。

議案第34号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 天王こども園（仮称）新築工事
2. 契約の方法 条件付き一般競争入札
3. 契約金額 10億4,830万円
4. 契約の相手方 男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2

沢木組・珍田工業・栗野工務店天王こども園（仮称）新築工事特定建設工事共同企業体

株式会社沢木組 代表取締役 沢木則明

令和2年5月22日提出 潟上市長 藤原一成

参考資料をお願い致します。

設計額及び予定価格は、10億4,988万7,300円で、落札率は99.85%でございます。

契約金額・契約者については、先のとおりでございます。

入札参加者は、契約者以外の者が1者でございます。

工事内容は、天王こども園（仮称）の新築工事で、構造は鉄筋コンクリート造でございます。

階数は、地上2階建て、延べ床面積3,112.57平方メートルでございます。

工事場所は、潟上市天王字持長根116番地1外でございます。

工期は、議決後から令和3年3月19日までの予定でございます。

なお、本件につきましても議案第33号と同様に電子入札を行っており、4月15日に公告、5月12日に開札したものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 先ほどの説明の中で予定価格を事前公表しているということでございましたけれども、今回、予定価格が99.85%という落札率、これはもう神業というか、沢木組の見積りがすごいと思います。これ、3者の共同企業体でやっておりますけれども、先ほど言われたその出資割合ですか、それがどのくらいかお知らせ願いたいと思います。

また、ほかの入札参加者がむつみ建設の企業体ということで、何かこれはもう出来レースと思われてもしょうがないような入札と思われそうです。先ほどの市民センターの97.79%も高い落札率でしたけれども、副市長は入札の責任者というか選考長だと思いますけれども、この落札率の結果についてどのような感想を持っているのか、また、これまでの大きい新築工事、ほとんどがむつみ建設とか沢木組が入札を通過しておりますけれども、他の業者が入る余地がないように思われているから参加できないでいるのではないのでしょうか。先ほど予定価格を事前公表しているということであれば、もっと参加率があってもよいと思われそうですけれども、この参加率が少ない理由についても副市長はどのように思っているのか、これらについてご答弁を願いたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず最初に出資比率ということでございますけれども、沢木組が60、それから珍田工業さん20、そして栗野工務店が20、60・20・20ということでございます。

それから、落札率のお話をされてございますけれども、先ほど総務部長の方から説明がありましたとおり、今回、両方の案件につきましては、それぞれ同じ条件、条件付きの一般競争入札ということでやらせていただいております。そして、その条件の中で先ほど総務部長がいったとおり、複数の業者が対象となっていると。潟上市、男鹿、秋田市、南秋地区と、その中の業者さんの中でJVを組んでいただいて、そしてトップになる業者さんについては、その中でも5者はいるんだと。そうした中でお願いした一般競争でございます。ただ、ふたを開けた結果として、99.85%というこの非常に高い落札率でございますので、それを見ますと、今回の設計額そのものものかなりかなり厳しい数字だったのかなとも思っているところであり、これそのものが特段問題があるというようなことでは考えてはおりません。

ただ、今後の考え方としては、先ほど総務部長が申しましたとおり、予定価格の後日公表ということも視野に入れながら再度考えていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま副市長が答弁されたので、そのとおり今後もお願いしたいと思います。

それから、市長についてもお伺いしたいと思います。

これまでの建設関係の入札率を見ると、ほとんどが95%以上というか90%以上の超える高い水準できております。そしてまた、今回のこの99.85%の入札率、これは市民の目線から見ても、本当おかしいと思いますよ。もっと市民に対して、きちっとした説明をし、理解を得られるような市長からの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

市民としておかしいという、どの部分がどうおかしいのかというのは私には具体的には伝わってまいりませんでした。先ほど副市長から申し上げましたとおり、私どもとしては設計額イコール予定価格、つまり、その設計額が適正だったかどうかについては、何度も議会の方でご議論いただいております。そして、こども園につきましては、確か委員会の方でご視察もいただいて、同規模のこども園を実際に視察して我が方の潟上市の今度建てるであろう、仮称ですが天王こども園についても、その額については適正であろうというようなことを頂戴しており、我々としても勇気づいて、その実現に向けてきたわけでございます。

我々としては、先ほど総務部長、副市長、縷々申し上げたとおり、条件付きの条件は様々なことを我々は考えねばなりません。例えば地域性ということであれば、日本一律にすれば、ひょっとすればもっと競争が激しくなるかもしれません。しかし、地元業者をやはり我々としては何とか頑張ってもらいたいというようなことも含めて、この地域性については、この一般競争入札の中で条件を付けることは認められております。さらには、我々としては、公共事業ですから先ほど何度も保証等についてもお尋ねがあって、我々としてもまた勉強せねばならないと思ったわけでございますけれども、その面について間違いなく立っていただくために、例えば何かの県から示された基準の中のA級であるとか1,000点であるとか、間違いなくこの規模であればこのぐらいの実績があれば大丈夫だろうというようなことを条件を付して、我々が今、法令、それから様々な規則の中でこの入札をするに当たってのことについては、今回に関しても落ち度なくです。我々

としてはこれまでやってきたと思っております。そして、今、入札が終わり、これもルールにのっとって入札をし、そしてその結果としてこの率が出てきたわけでございます。我々としては、この設計額イコール予定価格の中に収まっていて、そして一番適正なものということで今回ご提案させていただいているわけございまして、ただ、もし市民感情としてそういうご疑念があるということであれば、今後、国や県の方の入札の状況を見て、さらに我々としてそこを透明度を高くし公平性を担保できるような仕組みというのは何なのか、さらには我々財政預かっているわけですから、市民の方々がその税金をいただいてこれを建築するわけですから、それに合ったものをきちんと建てられるのかどうか、そういったものも含めて何度か問題提起を頂戴しておりますので、今後、今までもやってきておりますけれども、今後もこの入札のことについては検討していきたいと考えてございます。

いずれに致しましても、我々としては、この今回の件につきましては、法令等に瑕疵のあるものについては、ないということを判断した上でこの議会の方に上程させていただいておりますので、何卒ご理解のほど賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） その考え方は今聞いてわかりましたけども、ただ、私思うのが、99.85、これ高いか低いかそれぞれの判断によりますけども、やはり普通であれば事前公表しているのであれば、今、仕事がない業者もいっぱいいると思いますので、もっとたくさん入札に参加して、もっと安い入札率でできるとは思いますけども、今回これに関してはたった2者ですか、の共同企業体しか出ないので、もっとこう、これは結果論としてこの2者しか出なかったのではないですけども、やはり競争ですから、やっぱりみんなこの仕事のないとき、仕事ほしいとなれば、もっと低い入札率というか、出てくるのが普通の一般の方からすれば、もっと入札の業者があってもよさそうなど考えて、そうなればもっと入札率も下がるというような、予定価格を事前公表しているのであれば、そういうふうに私は、一般の市民も、ほかの議員はどう思われるかわからないけども、私は何かそう思えてならないので、こういった質問をしたわけですけども、これについて答弁あれば答弁お願いいたしますけども、答弁なければ別によろしいです。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの件について、簡単にお答え致します。

そういう感覚でいられるんだなというのは今勉強なったんですけども、我々この設

計を頼むに当たって、先ほども申し上げたとおり、議会の方にも何度かご提案を申し上げ、その価格について適切であろうということで今こここまでたどり着いているわけでございます。

実際に、これは一般論として、一般論として聞いていただきたいんですけども、実際に最近、公共事業、不落になることもままあります。これは一体どういう現象かということをおあるときに専門家にお尋ねしたところ、昔よりもやはり設計の中で担保を持たせてというか、余裕を持たせたような予算の作り方というのはできなくなっているということでございます。それは、ほかの市場の価格を見ていけば、比較すれば、これが高い、これが安いというのはすぐわかるわけですし、そして今、ITの社会でございますから、事業者さんの方にしても役所の方にしても、かなりぎりぎりのところで設計価格や予定価格を設けているというのは、これは今一般にいわれていると伺いました。ですので、我々としては、今回多くの方に、競争性を担保するために先ほど申し上げたとおり21者の方にその要件があり、そして我々公平性が保てるように今、国の法律等にとってそこをやってきたわけです。結果としては、こういう結果であったということをお我々自体も受け止めねばならないし、また、議会の皆様方ともこういうようなことについては議論をしていかなくちやいけないんだろうなと思っています。我々としては、実際にこういう価格で、実際これが入札業者がきちっと出てきていただいて、この入札ができた、その時点では少しほっとしたというのも実は実態なんです。ですので、我々としては、ここをまたそういったようなご疑念、どうすれば少しでも払拭できるかということについても、また、議会の皆様方からご指導いただきながら改善に努めてまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 今回、落札された沢木組、珍田工業、栗野工務店で、沢木組さんはしょっちゅう名前出ますんでわかりますけども、珍田工業さんと栗野工務店さんの本社といますか、潟上市内の営業所をちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

珍田工業と栗野工務店の潟上市内の営業所ということではありますが、潟上市内には営業所はございません。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） この2者の営業所はございませんと。本社が潟上市内にあるわけですか。それはいいとして、この建設に当たって前々からいろいろな話があって、当初の設計の段階で一般的な建物として工事をするような予定だったけれども、この庁舎を建てる段階でプロポーザル方式をとるということで、この庁舎はプロポーザル方式で最初に設計業者を決めてやった。私が発言をして、プロポーザル方式をとってはいかがですかということに対する答弁は曖昧であったんですけども、その後、教育長の教育施政方針といいますか報告の中でプロポーザル方式でやると、こういうことがあって、その後、一向に議会に対して設計業者の公表はありませんでした。ですから、この99.85%で、今、市長の設計額が厳しく設計をしている、見積りを予算を組む段階でぎりぎりの段階で組むので、これが予定価格になれば業者は相当厳しいだろうということをいって、不落にならなくてよかったと、こういいますけども、プロポーザルでやるといったその話はどこへいったんですか。この設計をやった会社はどここの会社で、どのくらいかかっておりますか。それについてご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 2番戸田議員に申し上げますけれども、この設計とかそういう段階では、もう既に議論済みなんですけれども、今回は、あくまでもこの入札の契約案件になっておりますので、その辺のところをひとつ・・・

○2番（戸田俊樹） しかし、その契約額が開札した結果、こういうふうな落札率と金額になったと、こういうことですから、その設計をする段階でプロポーザルにすると教育長ははっきり言ったんですから、それをどういうふうにしてやって反映させたのか。でなければ、なぜこういう落札になるかわからないわけです。そこは過去の経緯としては当然聞かれば答弁すべきだと思います。これだけでなく、この裏にあるものがあるわけですから、それを単品でこれの中身だけということであれば、先ほどの同僚の議員の質問も、これには答弁する必要ありませんと、こういう理由だと思うんですよ。ですから、教育長からはっきりそれ、いや、プロポーザルは会社はここでした。それで設計会社はここで、この額で設計を依頼しましたと、こういえばそれでいいわけですよ。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、設計業者につきましては、今ご指摘のとおりプロポーザルで実施しております。最終的に青島設計さんに決まりまして、今回その設計書が上がってきていると。その金額に応じて、今回、業者が決まっ

たと、仮契約したということでございます。

○議長（西村 武） いいですか。2番戸田俊樹議員、いいですか。

○2番（戸田俊樹） 私の発言止めたけども、そのプロポーザルでやったって今、副市長からちゃんと答弁なったからさ、聞かれたらそれは答弁すべきですよ。議長が私の発言を止めないで。そこを確かめているんだ、今。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 議案第33号については、まず一般市民が対象ということなんですけれども、今回の議案第34号については、子どもさんが対象ということで、子どもが対象となれば建築する会社もいろんな公募の条件も違うとは思いますが、これ33号と同じ条件で公募していただいたというのがまず1点お聞きしたいと思います。

それから、2つ目は、これ確認なんですけれども、こども園については備品はまずこれ除かれるとは思いますが、これ、外構も入ったものなのか、建物だけのものなのか、ちょっとそこら付近ちょっと確認したいと思います。

それから、3つ目ですが、天王市民センターと、それから天王こども園の工期、どちらも令和3年3月19日が予定となっておりますが、これ同じ材料、ほぼ使うと思いますし、どこに発注するか、材料も含めてちょっとわからないんですけども、材料の不足、こちらで心配することはないと思うんですけども、ただ、今、コロナ等ありまして、それからまた、自然災害とかいろんなものが生じてきた際に、片方は工期どおりやったんですけども、片方が工期どおりできなかった、遅れたという場合のペナルティというか、そこら辺はどのようになっているのか、同じ日にまで作れるかどうかという心配もありますけども、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

1点目の条件であります。これは市民センターと金額的には似通ったものでありますので、条件としましては市民センターと同じような条件で公募しております。

それから、外構工事と本体工事は別かといわれましたけれども、これは、こども園の場合は外構工事は別発注であります。

それから、工期であります。これは令和3年3月19日で、これはコロナ等ほかの影響などで工期が延びた場合どうなるのかということだと思っておりますが、コロナウイルスで例えば自主的に工期を延長する場合などというのは、発注者と受注者が双方協議して工

期の延長とかを決めることとなります。

それから、資材や単価も高騰した場合がありますが、これにつきましても変更額等につきましても、双方協議して決めるということでもあります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 1つ目、2つ目はわかりましたけども、3つ目の工期なんですけど、いろんな自然災害等いろいろ予想されるかもしれないし、資材の不足等もあるかわかりませんが、まるっきりその発注された会社の責任で工期が遅れた場合に、そういう場合にはペナルティがあるのかどうなのか、そこら辺。いろいろ協議はしていくとは思いますが、せっぱ詰まった期限の問題でもありますから、そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

コロナ関係で工期が遅れたという場合がありますが、これは特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由と取り扱われるものと解釈しますので、これはペナルティ等はありません。

すいません。例えばコロナで工期が遅れた場合はペナルティはありませんが、業者の責任で工期が遅れた場合は、それは当然ペナルティがあると考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今の答弁で、まるっきり会社自体の責任で工期が遅れた場合に、そういう場合はペナルティがあるという答弁でしたけれども、今どのような内容になっているのか、そこら辺確認したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。20分まで休憩します。

午前11時08分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を行います。

栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 大変失礼致しました。

先ほどのご質問にお答え致しますが、工期を業者の都合により遅れた場合ということでございますけども、その際には賠償ということが発生致します。その場合には、当方の方で賠償額を算定した上で相手方に請求すると、そういうことになりますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 監理と保証人について、先ほどの市民センターと同じと考えてよろしいですか。監理は別契約でやっていくということで。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

【日程第7、議案第35号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第7、議案第35号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）についてを議題とします。

議案第35号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の5ページをお開き願います。

一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第35号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年5月22日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和2年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第35号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,716万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205億2,471万6,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る予算のうち、地方創生臨時交付金事業として実施するものを計上してございます。

今後も事業内容を精査の上、関連予算を随時計上していくものでございます。

歳入予算について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,479万4,000円で、内示額を計上しております。

19款1項1目繰越金は237万4,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

5ページをお願い致します。

2款1項2目広報費は1,980万円の追加でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する情報を正確かつ容易に受けられるよう、ホームページを更新するものでございます。

高齢者や障がい者等に配慮したホームページに更新するため、文字拡大や背景色変更機能の追加、スマートフォンやタブレット端末用に自動画面調整する機能などを追加し、情報発信の強化を図るものでございます。

7項2目は事業者継続支援費1億3,155万9,000円の追加でございます。

主なものは、18節負担金補助及び交付金の事業者継続支援金1億1,300万円及び飲食店コロナ対策支援金1,500万円でございます。

事業者継続支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に対し、事業の継続を支援するため、一律10万円を支給するものでございます。対象事業者数は1,130事業者を見込んでおります。

飲食店コロナ対策支援金は、緊急事態宣言の発令により営業時間短縮要請や外出自粛の呼びかけなどから経営に大きな打撃を受けている飲食業者に対し、テイクアウト等の新たな事業展開をする際の経費や新型コロナウイルス感染防止対策の経費に対し、1事

業者当たり30万円を上限に補助するものでございます。市内に飲食店舗を有する事業者が対象で、50事業者を見込んでおります。

その他は事務費で、会計年度任用職員報酬や職員時間外勤務手当等の人件費、需用費及び役務費で355万9,000円でございます。

3目は公共施設等感染防止事業費1,909万7,000円の追加で、公民館や児童館、体育施設等の公共施設などの新型コロナウイルス感染防止対策として、手指用アルコール消毒液や物品用消毒液、使い切り手袋、ペーパータオルなどを配備するものでございます。また、災害時に開設する避難所用として、同品に加えサージカルマスクや屋内用仕切りなどを購入し、有事の際に備えるものでございます。

3款2項8目児童手当費は28万5,000円の追加で、例年であれば来庁により対面で受付している児童手当の現況について、新型コロナウイルス感染防止対策として返信用封筒を同封し、郵便により受付を実施するものでございます。郵送は2,500件を見込んでおります。

4款1項3目母子保健費は642万7,000円の追加で、乳幼児健康診査委託事業でございます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、これまで集団健診で実施していた乳幼児健康診査について、会場に集まることで発生する3密を避けるため、医療機関での個別健診に切り替えるものでございます。

内訳は、郵便料12万1,000円と乳幼児健康診査委託料630万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 事業者継続支援金について伺いたいと思いますけれども、家族でいろいろ事業をやっている方もいると思うんですが、基本的には法務局にこういう事業をやっているよということで届けた事業者が対象になると思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。基準。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 12番藤原議員の質問にお答え致します。

対象事業者につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける市内事業者に対して事業の継続を支援するため、事業者継続支援金を交付するものとしております。

先ほど法務局に届けている業者ということでございますが、個人事業主も対象として

おりますので、そればかりじゃなくても大丈夫ということで想定しております。基本的には所得申告ですね。所得の申告をされている事業者を対象としております。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） わかりましたけれども、これは全部あれですか、役場での受付ということになりますか。役場というか市役所、インターネットではなくて、ここの市役所庁舎に来て申請するということになりますか。今、ネットでやってもいろいろな問題が起きて、受け付けないとかという問題がありますから、やはり確実なのは対面している聞いてどうのこうのというのが私は確実だと思うんですけども、やり方についてどうなのでしょう。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 受付の方法ということでございますが、受付場所としては市役所1階の新型コロナ経済対策室、それと商工会さんからのご協力をいただきまして、潟上市商工会の本所、それから天王にございます広域指導センターで受付を行う予定となっております。

ちなみに、受付期間につきましては、令和2年6月1日から令和2年8月31日までとさせていただきます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私自身はこの全ての事業者に対してこういう支援をやるというのは、非常に潟上市も頑張ったなということで私も評価致しますけれども、漏れることなく連絡を徹底して、必要な方は是非いただくように手配ということと、これはあれですか、いつ頃から申請すれば支給なるか、そこら辺も事業者としては知りたいところだと思いますので、そこら辺についてはどうでしょうか。申請が6月1日でしょうか。最初の振り込みというのは、申請終わってからどれくらいになりますか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 藤原議員にお答え致します。

支払いはいつ頃になるかということだと思っておりますが、受付を致しまして若干審査の時間をいただきたいと思いますと考えております。大体早くも2週間、遅くても3週間以内にはどうか振り込みできるように頑張りたいと思っております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 所得申告という話もありましたけども、1,130件が当該だという考え方でいるようですが、商工会550事業所ぐらいしか入会しておらないので、600何某が市役所へどっと来た場合にどうするのかなど。商工会加入されてない方でも商工会で受けるような話し合いはされていますか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤議員にお答え致します。

商工会以外の方が商工会に行っても大丈夫ですかということの内容の質問だと思いますけども、そのとおり商工会の方でも受付できるように話し合いは済んでおります。

○議長（西村 武） 佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 本人ですね、自分が該当するもんだべがってという問い合わせについて、例えば私今聞きたいのは、漬物を漬けて販売しているという方は、店構えしてないでやってると思うんですよね。そういう方を拾うためには、どうなんでしょう。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤議員にお答え致します。

今のケースでございまして、営業の所得申告をしていると思います。その場合、所得申告書を確認させていただければなど考えております。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） まず前回の臨時会的时候は市長が不公平感が生ずるから支援金は支給しないというようにお話でございました。今回このように上がってきたんですけども、それでちょっとまた中身についてお伺いしますけれども、例えば国の方で事業の方でやってる例えば売上げが50%以上が下がったとか、いろいろ制限ありましたよね。それで、ほかの他市においても例えばその50%以下から下が20%ぐらいまでの部分が下がった部分についてが支給されるとか、そういった制限は当市ではこれ設けているんでしょうか。

また、その売上げが下がった部分について、どういう方法で確認されるのか、まずそこから辺と市長のその心境の変化についてもお伺いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問に、心境の変化はありません。私、もともとそういうできるだけ幅広い方に潟上市で事業を行っている方々に、できるだけ多くの方々にご支援する方法はないものかと、それも今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方と、

そういうようなことで考えてございました。

新聞等に見出しでだけ見られた方が、そうやった今のご質問のようなことも私言われておりましたが、新聞の方にはきちんと今後検討していくということで、あの段階では私としては検討中ということでお答えさせていただいたものであります。ですので、私の心境の変化はといわれてもですね、とにかく先ほど言ったように、広く多くの、今回の新型コロナウイルスの影響を受けている事業者の方々にご支援申し上げるには、どういう方法があるかということをお市内の方でずっと継続的に検討していた結果として今回このような形で提案させていただいているものでございます。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 私の方からは最初の方の質問、50%超えた分を国でやってますと。それ以下の分の制限とかあるんですかということですが、今の市長のお話のとおり、制限はなしということで、結局、制限を加えることによって、そこからまた満たさない部分に不公平感が出るということで、そういうものを考えないということになりますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） これはどちらも制限がなしということでよろしいですね。わかりました。制限なしということであればよろしいです。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 飲食店コロナ対策支援金についてお尋ねしたいと思います。

今朝の朝刊にも市長のコメントが載っておりましたように、飲食店の事業主さんが本当に90%以上、売上げが落ちたという潟上市内の業者さんもいらっしゃいました。それで何でしたっけ、コロナ対策として30万円上限で出すということだったんですけれども、これ、どのような条件で30万円が上限なのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 3番菅原議員にお答え致します。

飲食店コロナ対策支援金をどのような対象者に出すのかということですが、調理した食料品のテイクアウト、またはデリバリーを行い、市内に店舗等を有する飲食事業者と、それからテイクアウト、またはデリバリー事業を行うに必要な食品営業許可を受けており、また、受ける予定であり、かつテイクアウト、またはデリバリー事業に

参入するものと捉えております。

それから、あとはですね飲食店営業1類の許可を持つ者が調理した食料品の店頭販売を新たに開始する場合とかですね、そのほかいろいろ仕出しや弁当の販売を開始するか、そういう場合に店舗の改装、それから、あとは例えばその店舗内に間仕切りのものを用意するか、そういう場合のいわゆる店舗の改装費関係について、上限は30万円ですけれども、そこまでの範囲で補助をするというふうに考えております。

申請回数は1回でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 50店舗を見込んでおるということでありました。それで、先ほどもちょっと言ったんですけれども、今朝の朝刊にプレミアム付商品券なども考えていきたいと、アンケート調査以降によっては、そういうことでありましたけれども、私ちょっと昨日、夜考えたんですけれども、ビンゴゲームじゃないんですけれども、協賛店ありますよね。コロナ対策としてテイクアウトとかそういう店の、そういう一覧を作ってビンゴゲームみたいな形で、何でしたっけ、やっていただくことも一つなのかなと。スタンプラリーですね、スタンプラリーみたいな形をやって、見える化、どこでテイクアウトをやっているかというような、そういうものも必要なのかなって。楽しみながらこの協賛していければいいなという思いもありますけれども、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、今のお話は、そういうものを、スタンプラリーのようなことを事業者の皆様が実施した場合の助成ということでよろしいですか。そうじゃなくて、こちらで考えているかということですか。

（「情報発信」の声あり）

○副市長（栗山隆昌） 情報発信の仕方として、今の段階では、部長が説明したとおりでございます。今のようなお話は、今後の検討材料ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 検討課題ということで、プレミアム商品券つけるのであれば、そういう楽しみする方法もあるんじゃないかという思いで発言させていただきましたので、

検討していただければと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 広報費のホームページ更新業務委託料1,980万円について質問致します。今回、コロナきっかけで、もっと見やすいホームページを作成したいということです。大変いい事業だなと思っております。さっきのテイクアウトの件にも利用できるのかなと思いますけれども、さっきも概要説明ありましたけれども、特にさっき、高齢者、身障者のお話等ありましたけれども、その身体障がい者の皆様にもっとみやすい広報、身体障がい者といっても目が見えなかったり、あるいは耳が聞こえなかったり、いろんな方いらっしゃいますけれども、そのあたりの対応について今回のこの更新について、どのような具体的にしていくのかということをごちゃごちゃとお知らせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 安田企画政策課長。

○企画政策課長（安田秀樹） お答え致します。

高齢者、それから障がい者対策用と致しまして、機能として例えば文字の拡大であったり、色弱者に配慮を致しまして、その画面の背景色を変えたりと、そういった機能を考えております。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） ありがとうございます。市民の皆さんに本当にわかりやすく見やすい情報をお届けするというのは、市の政策の一丁目一番地のようなものですので、しっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、多分今回新たにコロナをきっかけにということですけども、これ、他市でも先行事例とか多分いろいろあるかと思うんですが、このあたりどういう情報をもとに今回こういう更新をしていくのかということと、私もホームページいろいろ見るんですが、なかなか自分の知りたい情報にたどり着けないということもありますけれども、そういう本当に使い勝手のいいホームページといいますか、これ他市の事例とかいろいろ検討されているのかというのを確認と、あとちょっと今それに関してですが、例えば業者の選定するときに、やはり市内に限らず、あるいは近隣の秋田市内等も含め、あるいは県内なのか、あるいは東北エリアなのか、全国エリアなのかわかりませんが、多分もっとかなり高度なホームページを作成している業者さんというのはいらっしゃるかと思うんです。そのあたり、業者の選定については今後、潟上市として取り組んでいきたいホームページの内容というのはいろいろある

かと思うんですが、そのあたりのことも含めてちょっとお知らせしてください。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

おっしゃるとおり他市の状況等も十分調査しながら、潟上市としてよりよいものを作っていくということでございます。業者選定につきましても、当然そういう業者をいろいろ調べまして、その上で選定していきたい、そういうように思っております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） 飲食店コロナ対策支援金でちょっとお伺いします。

先ほど改装費関係でお金が支援していただけるということだったんですが、その他テイクアウトと簡単にいいましても、いろいろ新たにやるとなると必要になってくる部分というのは非常に多くあると考えています。その中で備品ですとか機材ですとか包装資材系、あと、販売、新しく始めることなので販売促進関係、こういったものにも対応していただけるのでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 4番瓜生議員にお答え致します。

先ほどもう少し説明すればよかったですけれども、対象経費としましては、販売促進費、その中でも印刷製本費や広告掲載費、PR映像製作費、ウェブサイト等製作費、看板等の製作費も対象としております。それから、器具備品費と致しましては、梱包や包装資材等、それから店舗等内装工事費としても先ほど申し上げたとおりでございます。そのほか感染予防対策をした場合ということで店舗内装等の資材費ですね、飛沫防止換気対策費ということでございます。そういうのが対象になります。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。

これをもちまして令和2年第4回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でございます。

午前11時52分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 鏡 仁 志

〃 署名議員 中 川 光 博